

デイサービスセンターもみじの里

日常生活支援総合事業第1号通所事業

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

居宅において要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

また、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び運動機能の訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持向上を目指す。

また、その家族の身体的・精神的な負担を軽減できるよう援助を行う。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	デイサービスセンターもみじの里
指定番号	3474600131
所在地	広島県神石郡神石高原町福永1609番地1
管理者の氏名	福本 高之
電話番号	0847-87-0500
FAX番号	0847-87-0118
サービスを提供する地域	神石高原町 相渡、草木、高光、田頭、永野、福永、古川、牧、木津和

(2) 事業所の従業者体制

職務の内容		常勤	非常勤
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）	
生活相談員	生活相談及び指導	2名（兼務）	
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名（兼務）	2名（兼務）
介護職員	介護業務	3名（専従） 3名（兼務）	3名（専従）
機能訓練指導員	日常の機能訓練	1名（兼務）	2名（兼務）

(3) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できる

テーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月～土曜日	18名	8時30分～17時30分	9時15分～15時30分
(1月1日は休業)			

3. サービスの内容

①運動機能向上

②健康状態の確認

※送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、日常生活支援総合事業第1号通所事業が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1 か月につき）

	単位数	利用者負担金額 (1割負担の場合) (2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍 の金額になります)
要支援1	1,798	1,798円
要支援2	3,621	3,621円

(2) 加算料金等

送迎減算	片道	47	－47円
------	----	----	------

事業所が送迎を行わない場合

サービス提供体制強化加算Ⅲ 1月につき	要支援1	24円/月
	要支援2	48円/月

利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合の加算

介護職員等処遇改善加算Ⅱ

1月につき 所定単位数×9.0%

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

□その他の費用

(1) 送迎費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 km増すごとに 40円

(2) 食事の提供に要する費用 700円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその

家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて職員の人権意識の向上や虐待防止の啓発・知識の向上に努めます。
- ② サービス提供中に当事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

13. 暴言・暴力・ハラスメントについて

当事業所の従業者への暴言・暴力・ハラスメントに対し、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し、組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 利用者やその家族から従業者に対し、暴言・暴力・ハラスメント行為があった場合には、契約を解除するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

14 事業継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

15 衛生管理等

- ① 施設・設備・又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 損害賠償について

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを

- 告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

17 苦情処理の体制

(1) 苦情の受付

苦情は、苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

苦情受付担当者 生活相談員 森重 かおり 0847-87-0500

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

第三者委員 氏名 伊勢村 春行 住所 神石高原町古川21番地

電話番号 0847-87-0672

氏名 米山 文子 住所 神石高原町草木甲844番地

電話番号 0847-88-0730

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

苦情解決責任者 管理者 福本 高之

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の調整

(4) 当事業所以外に以下の苦情受付機関があります。

「神石高原町福祉課 介護保険係」

連絡先 住所 神石郡神石高原町小島1701番地

電話番号 0847-89-3535

FAX 0847-85-3541

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

月～金曜日（土・日・祝・12/29～1/3 休み）

「広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課」

連絡先 住所 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号 082-554-0783

FAX 082-511-9126

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 休み)

「広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会」

連絡先 住所 広島市南区比治山本町12-2

電話番号 082-254-3419

FAX 082-256-2228

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 休み)

令和 年 月 日

日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 広島県神石郡神石高原町福永1609番地1

事業所名 デイサービスセンターもみじの里

(指定番号3474600131)

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスについて重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人>

住所

氏名 印(続柄)